

「第2期教育等の振興に関する施策の大綱(案)」へのご意見に対する考え方

「第2期教育等の振興に関する施策の大綱(案)」について、令和2年2月10日(月)から令和2年3月10日(火)まで県民の皆さまからご意見を募集しましたところ、1団体から計2通34件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とご意見に対する考え方について、下記のとおり取りまとめましたので、公表します。

ご意見をお寄せいただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

なお、複数のご意見をいただいている場合は、その趣旨に沿って分類・整理した上で記載させていただいておりますので、ご了承ください。

番号	中分類	意見	基本的な考え方・対応策
1	基本目標	一企業が作成したテストによる結果を公の指標とするにはふさわしくありません。第2期大綱では、こうした学力調査の結果を目標に掲げるのは止め、生徒の進路に応じた学びを支援する体制の構築に注力すべきではないでしょうか。	生徒の学力の状況を客観的に把握し、学力向上に向けた施策を考えていくうえで、一定の要件に適合した民間の試験等を活用することが効果があると考えています。特に、高等学校段階においては、進学、就職において、全国的な視野で自己の学力を確認することも必要であり、生徒の進路に応じた適切な学びを支援するためにも、今後も効果的に活用していきたいと考えています。
2	基本方針1	育成すべき「徳」として、積極的に政治に参画し、行動できる主権者・社会の形成者としての意識・態度の育成は不可欠であると考えます。18歳選挙権及び主権者教育について明記して下さい。	政治的教養を育む教育においては、政治や選挙についての理解を重視することにあわせて、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度、論理的思考力など、まさにこれからの時代を生きぬいていくために必要な力の育成のための教育であると認識しています。また、選挙権年齢の引下げに伴い、生徒たちには、これまで以上に政治的教養を育むことが求められている現状を踏まえ、政治的教養を育む教育の充実を「対策 I-2-(5)目的意識の醸成や社会性の育成に向けた取組の充実」に位置付けることとします。
3	基本方針1	④⑤特に管理職に対し、働き方改革を強力に推進し、また相談しやすい風通しの良い職場づくりに取り組む姿勢を強く求めるよう明記して下さい。	学校における働き方改革に向けては、管理職がリーダーシップを発揮し、学校全体での取組を進めるとともに、OJTを活用した若年教員やミドルリーダーの育成などの取組の中で相談しやすい風通しの良い職場づくりにも取り組んでいきます。こうした取組の趣旨については、基本方針 I-1(対策(1)、(2))、横断的取組2の取組2-(1)等に記載しています。
4	基本方針1	①若年教員が日々の教育実践の中で個々の課題にじっくり向き合い、研修を進めることができるよう、官製研修に伴う研究授業や指導案・レポート提出を減らし、ゆとりある環境を整えることを明記して下さい。また、教職員が自己の課題に応じて自由に研修を選べるよう、職専免研修や自宅研修の機会を拡充するよう明記して下さい。	教育大綱は、本県における教育等の振興に関する総合的な施策等を定めるものであり、個別の取組内容の記載までは行わないこととしています。ご意見は、今後の取組を進めるうえでの参考とさせていただきます。
5	基本方針1	②主幹教諭の配置拡充ではなく、実際に授業を持ち、生徒と接する機会の多い教諭の配置を充実させて下さい。	現在配置している主幹教諭のほとんどは、授業を担当するとともに、生徒支援についてもリーダー的な役割を担っています。教諭の配置を充実させていくことと併せて、各学校の組織力を高め、また教員の指導力の向上のためのキーパーソンとしての主幹教諭を、今後も計画的に配置していきます。
6	基本方針1	①必要な正規教員を確保出来るよう、採用数を大幅に増やすことを明記して下さい。また、高知県で希望をもって働き続けることができるよう、賃金や勤務時間等、労働条件の向上に努めることを明記して下さい。	採用者数については、退職予定者数や再任用希望者数等、学校の統廃合等を踏まえて、年度毎に決定しており、採用者数等の具体的な増減を明記することは、適切ではないと考えています。また、労働条件については、「学校における働き方改革の推進」に記載している一連の取組を総合的に推進することで改善を図っていきます。
7	基本方針1	①「高校生のための学びの基礎診断」等の活用については、各学校の実態に応じ、自主的な判断に委ねるようして下さい。また、数値目標にとらわれず、個々の生徒の実態や希望に応じた指導をすすめることを明記して下さい。「学校支援チームによる各学校への訪問・支援」という部分を「学校や教員の要望に基づき、学校支援チームによる各学校への訪問・支援」として下さい。	学びの基礎診断の活用や目標の考え方は上記「1」とおりです。「個々の生徒の実態や希望に応じた指導」については、対策 I-2-(3)に記載しています。また、学校支援チームの各学校への訪問については、現在も訪問日や教科等、学校の希望により対応しており、今後も引き続き対応していきます。

番号	中分類	意見	基本的な考え方・対応策
8	基本方針1	②労働基本権や労働組合の役割等、労働者としての権利についての教育を人権教育に位置付けて下さい。	文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」では、人権教育の知識的側面において、「権利」についての学習を行うことが記載されています。本県においても、各学校で人権教育の年間指導計画を作成し、社会科では「労働三権」を含む「権利」について、人権教育と関連させた取組を推進しています。
9	基本方針1	すべての項目に、「必要な人員を確保するため、教職員定数増をはかる」ことを明記して下さい。	今後も、国の動向を注視しつつ、学校・地域の実情に応じた必要な加配定数の措置を国に対して引き続き要望し、教職員定数増を図っていきます。こうした取組の趣旨については、対策Ⅰ-1-(1)に加え、横断的な取組においても、2の取組2に記載しています。
10	基本方針1	学校における部活動のあり方については、社会体育・社会教育との連携・移行も含めた、抜本的な見直しをはかることを明記して下さい。	社会体育・社会教育との連携・移行も含めた部活動の抜本的な見直しについては、「これからの部活動の在り方検討委員会」において検討していきます。こうした取組の趣旨については、「対策Ⅰ-2-(8) 部活動の充実と運営の適正化」に記載しています。
11	基本方針2	大学や専門学校等に進学を希望する高校生のために、県独自の給付型奨学金を拡充する方針を明記して下さい。	大学等への進学を希望する生徒については、平成28年度より、返還の必要のない奨学金制度である高知県夢・志チャレンジ育英資金制度を実施しています。令和2年4月から高等教育の修学支援新制度により、授業料の減免や給付型奨学金の支給拡充などが行われることから、これらの制度についてしっかりと周知を図っていきます。こうした取組の趣旨については、「対策Ⅱ-1-(5) 経済的負担の軽減」において記載しています。
12	基本方針2	③④現在、高校における通級指導はまだ十分機能していない状況といえます。支援が必要な児童・生徒への指導・支援を充実させるため、また高校における通級指導が十分機能するために「専門的な資格や知見を持つ人員を配置する」ことを明記し人員配置と環境整備を進めて下さい。また、研修内容については、現場のニーズに合った内容であることと、現場を離れて研修に行くことが可能となるようにして下さい。	通級指導については、人員配置と環境整備に配慮しつつ、担当教員がより高い専門性を身に付けることができるよう高知大学教職大学院とも連携しながら取り組んでいきたいと考えています。また、学校のニーズに合った研修の実施や遠隔通信の活用など参加しやすい環境づくりにも取り組んでいきます。なお、効果的・効率的な教職員の配置については、「対策Ⅰ-1-(1)、横断的取組2の取組2-(1)」に記載しています。
13	基本方針2	③④現在、高校における通級指導はまだ十分機能していない状況といえます。支援が必要な児童・生徒への指導・支援を充実させるために、「専門的な資格や知見を持つ人員を配置する」ことを明記し、人員配置と環境整備を進めて下さい。また、研修内容については、現場のニーズに合った内容であることと、現場を離れて研修に行くことが可能な環境整備が不可欠です。	
14	基本方針2	(概要) インクルーシブ教育の実現のためには教育条件整備が必要です。通常の学校、学級の教育条件をよくすること、学級定数を北欧諸国のように15～20名にするなど多くの改善が必要と考えます。	いただいた諸外国の事例は、今後の取組を進めるうえでの参考とさせていただきます。
15	基本方針2	(概要) 保育士を対象とした悉皆研修については、①現場の人員確保など参加体制が整わない現場がある事を加味し、参加を義務付けしないこと、②参加者が主体的に学びたいと思える研修内容を、何らかの形で把握した上で、現場にしっかりと還元出来る研修内容とすること、③様々な状況により参加出来ない場合は、批判や評価などの不利益を受けないよう配慮することを要望します。	研修の実施にあたっては、開催日の工夫や遠隔システムの活用、伝達研修など、現場の実態を踏まえ柔軟に対応していきます。

番号	中分類	意見	基本的な考え方・対応策
16	基本方針2	教育事務所の特別支援教育地域コーディネーターは数名しかおらず、すべての学校の支援には足りず十分な支援ができない状況です。特別支援学校からも支援に入っていますが、こちらも同様で、十分な人員配置とは言えません。特に高知市内校へは支援入れない現状は改善されなければならないと考えます。高知県全体の児童生徒の支援を充実させるために、高知県と高知市の連携を実現してください。	高知県全体の児童生徒の支援を充実するためには、県と市町村それぞれが十分に役割を果たしたうえで、連携、協力していくことが重要であり、県では、各市町村の状況等を把握しながら学校の支援体制の充実など必要な施策を検討、実施しています。高知市の独自の取組などの自主性を尊重しながら、今後も情報共有、連携・協力を努めていきます。
17	基本方針2	また特別支援学級の担任は講師や未経験者が担当することも多い現状があり、専門性の向上のためには、担任の決め方が大きく関係しています。入れ替わりも激しいため専門性の蓄積が難しいです。研修内容については、現場のニーズに合った内容であること、現場を離れて研修に行くことが可能な環境整備が不可欠です。	遠隔通信の活用など参加しやすい研修形態の検討も進めていきます。
18	基本方針2	加えて特別支援学級の編成標準が8人で、複数の学年を1人で担当するなど、豊かに学べる条件になっていません。研修等と同様に教育環境の改善が必要です。特別支援学級の編成標準を6名とし、通常の複式学級同様に2学年以内で編成し、小学校1年生が存在する学級は少人数編成とすることを自治体で実現してください。	国の定める特別支援学級編制に加え、本県においては、多人数の障害がある児童生徒を担当する場合や、障害が重複したり、あるいは重度の障害がある児童生徒が入級する場合などは、必要に応じて教員の加配を行っているところです。また、8名の特別支援学級を少人数化して対応するために、支援員を配置するための補助などを実施しています。今後も引き続き、国の加配定数の確保に努めるとともに、国に対して特別支援学級編制の見直しを要望していきます。
19	基本方針2	(概要) ICT機器を活用した指導・支援のみを大きく取り上げて、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指すのは、現実的ではないと考えます。各特別支援学校では、その障害種別に応じて教員の専門性を培う研修を行っています。専門性の共有を図るためには、こういった各学校で行われる研修に他校からも参加しやすい体制づくりを行うことの方が有効であると考えます。	各学校で開催される研修をICTを活用して発信するなどの取組を進めていきます。
20	基本方針2	②外部専門家活用事業の自立活動充実事業は、令和元年度利用可能回数が減ったことで学校現場は希望を減らさざるおえない状況となりました。学校のニーズに合わせて、理学療法士や言語聴覚士等、外部の専門家の配置と派遣数を増やしてください。	令和元年度から高知若草特別支援学校に理学療法士1名を新しく採用し、どの特別支援学校へも派遣できる体制を整えたことから、外部専門家活用事業とは別に他校への派遣等ができるようになっており、各校の肢体不自由の児童生徒を中心に、自立活動の充実が図られているところです。今後の配置や派遣の回数については、いただいたご意見も参考にして検討していきます。
21	基本方針2	③令和2年度より特別支援学校の児童生徒が居住する地域の小中学校に副次的な籍(副籍)を置くことについて、小中学校に周知されているのか疑問です。個別の教育支援計画、個別の指導計画を副籍校に保管するにあたって、支援計画の活用方法や保管方法などについて周知されているのでしょうか。児童生徒・保護者によっては、居住地校交流を希望しない人もいます。令和5年度末の目標を90%にするという数値目標は強引ではないでしょうか。	居住地校交流の副籍をおくことについては、市町村教育委員会と県立特別支援学校を訪問し、説明しており、各学校に対しては、市町村教育委員会が、副籍のシステムについて説明を行っています。なお、教育大綱においては、居住地校交流に関する数値目標の設定は行っていません。
22	基本方針2	④広い意味でのキャリア教育を考えると、働くことの意味にのみ焦点を当てるのではなく、家庭人として地域社会の一員としてなどの力を育むことも必要です。加えて、1つの仕事のパワーをつけるための技能検定合格を追求するキャリア教育ではなく、自分の考えをもち行動できる自分づくりを進めて、身近な人に感謝されそれを喜ぶようなキャリア教育が大切にされなければならないと考えます。	いただいたご意見は、今後の取組を進めるうえでの参考とさせていただきます。

番号	中分類	意見	基本的な考え方・対応策
23	基本方針2	①寄宿舎からのスクールバスを利用しやすいように舎生や指導員の意見を聞いて、制度の整備を確立してください。	
24	基本方針2	②寄宿舎と学校が離れてしまうことについて、保護者と教職員から、両者の連携が十分にできるか不安の声があがっています。充実した連携がとれるように、保護者や寄宿舎指導員、教職員の意見を聞き、具体的な対応策を開校前に取り決める等、検討が必要です。	
25	基本方針2	③児童生徒の緊急時の対応において、病院が学校から離れてしまうことに不安があります。さまざまな病院と連携がとれるような手立て(マニュアルと訓練等)が必要です。	
26	基本方針2	④通級による指導は、現在、教育相談担当の教員が担当していますが、今後、通級の充実により人数が増えると、教育相談の業務の関係から通級の授業確保ができなくなることが想定されます。教育相談担当以外に通級担当教員の配置が必要です。	
27	基本方針2	(概要) 病弱部門、肢体部門どちらもの教育を保障し、訪問教育を充実させるためには人員の確保が必要です。在籍している児童生徒への影響が出ないよう、必要な人員を配置してください。医学部付属病院分校においては、特に悪性新生物などの児童生徒への感染症対応が十分保障できる人員の配置が必要です。	
28	基本方針2	(概要) 高知市に知的障害特別支援学校が必要です。さまざまな障害や家庭の状況に対応できるよう、新しくできる学校は、小中高と三つの学部が必要です。令和4年度の開校を実現してください。 高知みかつき分校や田野分校の教育条件は、良いとは言えず、改善が必要です。両校の課題も調査し、少しでも教育条件の整った学校をつくってください。 また、その学校ができて、すべての子どもたちに必要な教育が保障されるためには、100名規模の学校の建設が必要です。豊かな教育の実現のために、どのような学校が必要なのか検討を継続してください。保護者や現場で働く教職員など当事者の声を聞いて、教育環境の整った学校を作ってください。	
29	基本方針3	機器操作・管理について必要な人材を十分に配置することを明記して下さい。また、ICTやAIなどの先端技術の活用が現場の教職員を減らすことにつながらないようにして下さい。	各学校の取組に関して個別にいただいたご意見は、今後の取組を進めるうえでの参考とさせていただきます。 なお、番号「28」のご意見に関しては、「高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会」の提言を基に、関係市町村とも連携し、関係者の意見も聞きながら、課題解決に向けてできるだけ早期に施設整備等の具体化を図っていきます。
30	基本方針4	②③小規模校での生徒たちの多様な学びや進路実現のため、必要な人員は正規教員を配置することに努めてください。また、遠隔教育推進が現場の教員を減らすことにつながらないようにして下さい。	教員のICT機器等の活用力の向上に向けて、「デジタル社会に向けた教育の推進」に明記した各取組において、研修や人的サポートを行っていくこととしています。 また、地域の実情に応じてICT支援員を配置する市町村への財政支援も行っているところです。 これらの先端技術の活用は、効率化ではなく教育内容の充実を第一の目的として進めていきます。
31	基本方針4	計画の推進にあたっては、地域や保護者の意見を十分に聞き、学校存続に向けた取組を推進して下さい。また、計画推進にあたっては、教員の働き方改革に逆行しないよう、当該校に十分な人員を配置して下さい。	県立高等学校再編振興計画後期実施計画の策定にあたっては、公開の教育委員協議会の開催等を通して、市町村、地域やPTAなどのご意見を広くお伺いしとりまとめ、引き続き市町村や地域など関係者のご意見もお伺いしながら、取組を推進していきます。 また、各学校の状況や県全体の状況を勘案しながら、人員の配置についても検討していきます。

番号	中分類	意見	基本的な考え方・対応策
32	横断的取組2	教職員定数の増員と、授業時数の持ち時間削減をはかることを明記して下さい。	今後も、国の動向を注視しつつ、学校・地域の実情に応じた必要な加配定数の措置を国に対して引き続き要望し、教職員定数増に努めていきます。 また、各教員の持ち時間数については、特定の教員に大きな負担となることがないように、各学校に対し、持ち時間数や校務分掌の適正な割り振りを求めています。 定数の記載に関しては「9」とおりです。
33	横断的取組2	④県が実施する集合研修の回数削減等、研修の見直しについては教職員組合の意見を聞く等、現場の声に基づいて大幅な削減を明記して下さい。特に初任者研修など、若年者研修については、学校現場での実践に基づいて自主的な研修を進めることができるよう、ゆとりある環境を整えて下さい。	令和2年度は、研修内容の見直しや所属校におけるOJTへの移行などについて整理を進め、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修、専門研修等の集合研修の効率化を図っていきます。 加えて、教員の研修会場への移動時間を短縮できる「遠隔教職員研修」も拡充していきます。 こうした取組の趣旨については、横断的取組2の取組(2)に記載しています。
34	その他	学力定着把握検査の調査結果について、データはどのような検査によって得られたものなのか、指標として用いられている学習到達度ゾーン(GTZ)も含め、その検査機関名を明示してください。	学力定着把握検査は、国の「高校生のための学びの基礎診断」の認定を受けた測定ツール等を活用しています。この「学びの基礎診断」は、義務教育段階の学習内容を含めた高校生に求められる基礎学力の確実な習得とそれによる高校生の学習意欲の喚起を図るため、高等学校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを測定する民間の試験等を文部科学省が一定の要件に適合するものとして認定する仕組みです。現在、高等学校課の委託事業として実施しており、検査についての説明を加えることとします。